

令和4年7月 1日

保護者各位

東村立有銘幼小学校
園長・校長 平良 智
(公印省略)

暴風警報発令及び解除時における園児・児童の登園・登校について

記

1. 暴風警報、特別警報等が発令された場合は、「臨時休校」になります。
2. 暴風警報等の解除が、正午以後に行われた場合、引き続き「臨時休校」となります。
3. 暴風警報等の解除が、午前7時～12時までの間に行われた場合、12時45分までに登校となります。

※ 給食が準備できないため、昼食は、家で取って下さい。

※ 午前中、休校となった分の授業を実施します。

- ・13時00分 ～ 13時45分（1校時）
- ・13時55分 ～ 14時40分（2校時）
- ・14時50分 ～ 15時35分（3校時）
- ・15時35分 ～ 15時50分（帰りの会）
- ・16時00分（完全下校）



4. 暴風警報等が、午前7時以前（6時59分まで）に解除された場合は、通常通りの日課になります。

※暴風警報及び特別警報の報道のない場合でも、災害が予想される時は、必要に応じて、お子様の安全確保を優先してください。

※今後の台風接近に際しても、学校としては上記の様な対応を行う予定ですので、ご理解よろしくお願ひいたします。

※東村の場合は、上記に関わらず、暴風警報が解除されても、引き続き水害や土砂崩れの危険を予測して、休校措置をとると判断することもあります。